

町道森下1号線沿道まちづくり事業検討業務
審査要領

沖縄県与那原町

1. 評価方法

- (1) 審査は、「町道森下1号線沿道まちづくり事業検討業務実施要領（以下、「実施要領」という。）」に示された参加資格要件を満たしている全ての企画提案者に対し、評価審査項目ごとに評価審査（採点）を行い順位決定する。評価にあたっては、「町道森下1号線沿道まちづくり事業検討業務仕様書」にて要求した条件及び以下「2. 留意事項」に対し、本業務への理解度や提案内容の合理性・有効性・実現性などの提案がされているかを検証し評価を行う。
- (2) 提案者が1者のみの場合においてもこの審査基準に基づき判断する。
- (3) 評価方法は、事務局にて審査した一次審査（書類審査）と選定委員会にて審査する二次審査（プレゼンテーション審査）の合計点で決定するものとする。
- (4) 配点は一次審査60点、二次審査40点とする。
- (5) 最高得点が2者以上の場合は、見積金額が低いものを優先交渉権者とし、見積金額が同額の場合は、委員による投票とする。

2. 留意事項

提案にあたり以下の事項を踏まえること。

- (1) 対象地区周辺は「オリオン通り」として町内はもちろん町外からも知られた飲食街となっているため、道路拡張後も引き続き賑わいを維持できるかという懸念。
- (2) 道路拡張によって現在のレトロなオリオン通りとしての景観が損なわれないかという懸念。
- (3) 仮に道路拡幅を片側へ寄せた場合、残地が中途半端に残り、今後の沿道土地利用が難しく活気を失うのではないかという懸念。
- (4) 道路事業の進捗の遅れによって賑わいの低下がするのではないかという懸念。

3. 一次審査（書類審査）について

（１）以下の項目・基準ごとに評価を行う。

評価項目	評価基準	配点
企業の実績(※)	①類似業務実績を有しているか。 (実績数は3件までとする。)	6点
配置予定技術者の実績(※) ・管理技術者 ・主な担当技術者の両方を評価する。	①配置予定技術者として、類似業務実績を有しているか。(実績数は2件までとする。) ②専門分野の資格を有しているか。 「実施要領2. 参加要件(6)」で示す資格とする。	8点
業務実施体制	①本業務を実施するにあたり、十分な人員が確保されており、業務を円滑に進めるための十分な工夫がなされているか。	4点
理解度	①業務計画の方針や方向性が的確であるか。 ②事業が想定される区域の考え方の提案は適切であるか。 ③まちづくり事業の想定手法について、メリット・デメリットが整理されており、的確であるか。 ④区域周辺の状況や道路事業との関連性を理解し、想定される事業の実現性に説得力はあるか。	28点
有益な提案	①本業務を進める上で、基本構想の精度を高めるような効果的な提案又は仕様要件以外にも有益な提案等があるか。以下をポイントとする。 ・業務効率化に関する提案 ・データ活用に関する提案 ・その他有益となる提案	9点
見積価格	①見積価格は、提案内容（有益な提案等含む）のすべてを含んでおり、上限価格以内で、より安価なものとなっているか。	5点
合計		60点

※実績は、「実施要領2. 参加要件(7)」に示す業務実績とする。

4. 二次審査（プレゼンテーション）について

（１）以下の項目・基準ごとに評価を行う。

評 価 項 目	評 価 基 準	配 点
特定テーマ１ 調整能力 「関係者等への意向調査や分析等について」	関係者等の意向に対する調整対応能力及び収集・分析能力に優位性はあるか。	１０点
特定テーマ２ 有効性 「まちづくり事業の検討について」	道路整備と一体となったまちづくりにおける課題を的確に把握し、事業検討に対する着眼点や問題点が明確であり、事業検討の方法について優位性があるか。	１０点
特定テーマ３ 合理性 「持続可能なまちづくりの方向性について」	道路整備後も沿道周辺の賑わいを持続させるために考えられる取組と周辺状況の特性を踏まえた目指すべき中心的な商業地としてのまちづくりの方向性について、妥当性や説得力があるかを評価する。	１０点
特定テーマ４ 実現性 「まちづくり事業で想定される課題とその対応方法について」	想定される将来的な事業手法を踏まえた、今後の事業展開にあたり、課題等を事前に把握できているか。そして、その課題を早期に解決できるような、対応策などの提案について優位性はあるか。	１０点
合計		４０点